

宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例の制定について

条例制定の目的

- 行政サービスの向上及び手続きの簡素化を図るため、建築指導課でのワンストップサービスとなります。
- 建築計画概要書等の写しの交付について、受益者負担の観点から手数料を徴収します。

条例制定の背景

現在の交付手続きは、宜野湾市情報公開条例に基づき、建築指導課と総務課の2課において、行われており、この手続きでは、2課とやり取りが必要となるため、申請者は建築指導課と総務課との行き来を要しています。

また、2課において、各々で受付、起案等の事務があり、交付までの日数として少なくとも2, 3日を要するため、申請者には数日後に書類の受け取りに、再度、来庁いただいている状況でした。

